平成２３年（フ）第３５０号
青森市堤町１丁目５番20号　朝日プラザ堤町Ⅱ401号
債務者　佐藤　彰美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
青森県弘前市大字如来瀬字種本142番地２
債務者　樺澤チヱ子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７４号
青森県弘前市大字南川端町32番地１　千秋荘７号
債務者　成田　智美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市久比里２丁目17番９号　ハイツモーレアＣ―201中野方
債務者　下田　照代
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５８号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目17番12号
債務者　中山　清孝
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５９号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目17番12号
債務者　中山真理子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１６号
青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字追舘７番地
債務者　戸舘　拓也
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
青森県下北郡大間町大字大間字大間３番地
債務者　田中　　渉
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
青森県つがる市木造浮巣115番地２
債務者　佐々木珠美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
青森県弘前市大字西ケ丘町９番地28
債務者　羽場　幸光
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７８号
松江市坂本町91番地３
債務者　秋風　里恵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
島根県仁多郡奥出雲町竹崎311番地
債務者　石原　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２７号
松江市西津田１丁目１番46号　西津田１＆１ハイツ203号室
債務者　松風　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
松江市西津田１丁目１番46号　西津田１＆１ハイツ203号室
債務者　松風　悠介
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０２７号
東京都大田区蒲田１丁目７―15―101
債務者　春日　忠人
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０３０号
東京都墨田区墨田４丁目27―17
債務者　小林ハイディーこと　コバヤシ　ハイディー　ヘレラ
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０９７号
東京都大田区西六郷１丁目32―17―201
債務者　佐々木俊幸
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部